

平成28年度事業計画

I 経営理念

加齢現象を人生の実りと捉え、高齢者を介護対象者としてではなく、円熟した人として理解し、全ての利用者に穏やかな暮らしを提供することに努める。また、地域の社会資源として「助け合いの循環」を図ることを使命とし、地域社会への貢献に努める。

第1 運営理念

- 1 利用者の穏やかで、楽しく、尊厳のある生活を保障する。
- 2 利用者のその人らしい生活を保障する。

第2 ケア理念

高度で専門的な知識と技術を持ち、利用者にとって望ましく適切な環境を整え、たえず適切な刺激を提供することにより、利用者の残存・潜在する能力を引き出し、利用者の自尊心が高められるようなケアを提供することを目指す。

第3 利用者の権利

- 1 人間として尊重される権利
- 2 自己決定の権利
- 3 心身の不可侵性の権利と身体の安全を保障される権利
- 4 プライバシー（行為・生活習慣・精神）を尊重される権利
- 5 疾病の予防及び心身の健康を保持・追求する権利

II 中長期目標

第1 長期目標

報酬の上に胡坐をかかず、無駄なく効率的で上質なサービスを如何に提供していくかという経営マネジメント戦略をしっかりと計画し、実践していくことにより結果として『全ての人（ご利用者、ご家族、職員）に選ばれる施設』を長期目標に掲げて目指すこととする。

第2 中期目標（平成30年度までに達成すべき重点目標）

- 1 フォーライフ桃郷のマニュアルに沿った対応を全職員が統一して行える。
- 2 職員満足度をあげることで、全職員退職者数を年平均10名以下に抑える。
- 3 フォーライフ桃郷主催の地域活動により、地域知名度8割を目指す。

地域ニーズに添った新たな事業所の展開により介護サービスの提供量を増加させる。

Ⅲ 法人を取り巻く環境と運営方針

第1 法人を取り巻く環境

社会福祉法人改革を柱とした社会福祉法改正案が7月31日、衆議院本会議で可決された。平成28年度の決算でいわゆる余裕財産のある社会福祉法人には、地域貢献などを盛り込んだ社会福祉充実計画の策定と実施を平成29年度から義務付けられることとなった。社会福祉法の改正案は参議院で継続審議中である。

一方、経営組織の強化をめぐる小規模法人の負担増を踏まえ、必要な支援をするよう政府に求めるなど10項目の付帯決議が付いた。

法案は社会福祉士及び介護福祉士法と社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正案とセットで、厚労委員会で採決された。

10項目の付帯決議は、次のとおりである。

- ① 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入など新たな負担も懸念される。
このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すこと。
- ② いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するにあたっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
- ③ 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
- ④ 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
- ⑤ 所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域で独自の取り扱いが散見されるとの指摘もことから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。
- ⑥ 現下の社会福祉施設で人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討を行うこと。
- ⑦ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止にあたっては、職員確保の状況および本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態などを適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討する。

- ⑧ 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。
- ⑨ 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割および機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
- ⑩ 介護職員の処遇については正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

このように社会福祉法人を取り巻く環境は、法人のガバナンスの強化や人材の適切な処遇の確保、事業継続に必要な財源の確保支援等の取り組みが掲げられている。

私どもは、この環境に応じた取り組みを率先して進める組織体制及び運営を確立しなければならない。

第2 運営方針

1 組織体制の見直し

(1) 理事会・評議員会

社会福祉法人の健全経営のため、平成29年度以降の理事会・評議員会を、本来の役割を担うための選任条件や議決事項の取り決めが強化されることとなっている。現行の理事会・評議員会において、今後の法人運営を見据え、役員等の資格要件を含めた選出条件の検討を行い、より良い法人運営に向けての体制を整えていく。

(2) 法人組織

1 法人1施設である特色を活かし、よりコンパクトに世の中の動きに対応できるよう必要最小限の組織体制での運営を行っていくこととする。また、必要最小限の役職による運営は、経営面や連携面でのメリットが高くなると考える。監督者の削減はリーダー層の役割意識と責任、連携の必要性が強化されると考える。

2 給与及び人事考課制度の運用

前年度末に給与体制の「見える化」を図るための規程等の整備を行い、本年度本格実施することとなっている。この「見える化」の着実な実施を図るには、組織の安定と強化が必要となってくる。そこで、本年度は組織体制安定と強化を図り、適正に運用を行うものとする。また、人事考課の精度を高めることにより職員のモチベーションを上げることができ、よりよいサービス提供が望めることとなる。人事考課制度の

規程は前年度終わりに構築したが、本年度はその内容の精度を上げることに重点を置くこととする。

3 ユニット重視の運営

前年度実施した第三者評価において、ユニット型の特性を活かした運営の提案があった。そこで、本年度からはイベントをユニット単位で実施することや各ユニットの特色を出せるような計画を立てることとした。これまでの四大イベントとして実施してきたものは、地域との関わりが最も密になる納涼祭を残し、その他はユニット単位で実施することとする。

また、日常生活の面においても各ユニットの特色を出せるよう本年度からユニット及び事業毎の計画を立てることとする。

4 リーダー育成

本年度、最も重要視しているのがリーダー育成となる。今までも外部講師の講義などで育成強化は図ってきたが、今後の組織体制や運営方針により、実践での育成を基に進めていくこととする。リーダーの成長が、今後の円滑な施設運営や法人運営につながっていくものであり、計画を立て実施する。

5 修繕計画の策定

昨年10月で施設設立10年が経過した。建物も経年劣化により修繕が必要な箇所が増えてきている。東京都の大規模修繕補助事業を利用した大掛かりな修繕計画の立案と実施を進めていく。また、その都度修繕が必要となる小規模な設備の修繕については、優先順位や予算等を決め、計画的に進めていくこととする。

なお、今後の大規模修繕に向けて、積立金も計画的に積み立てていくこととする。

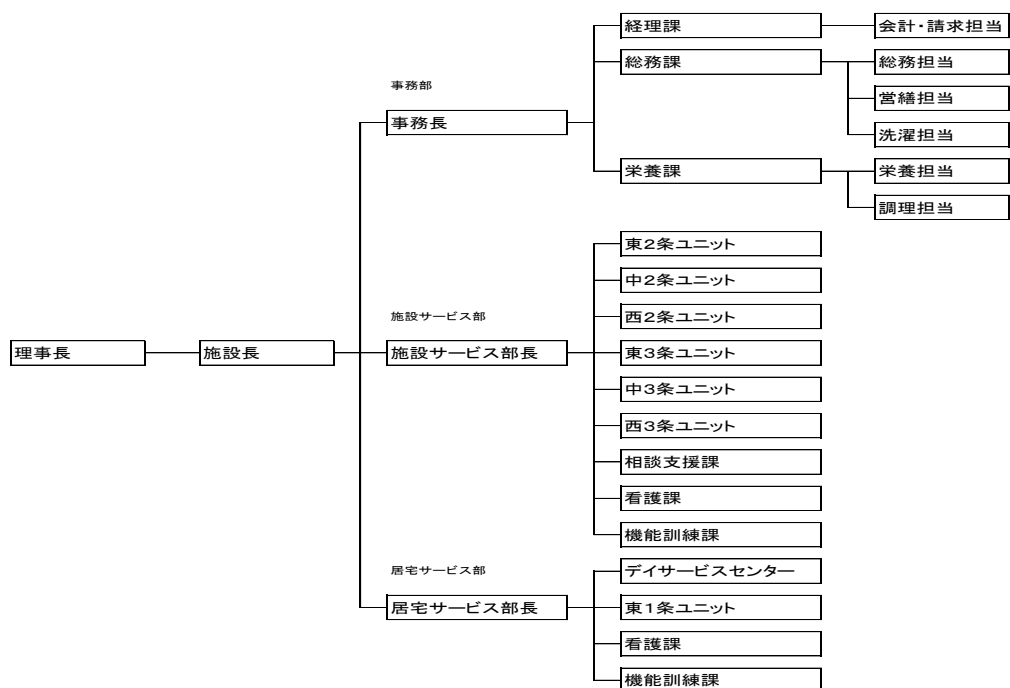
第3 経営目標

	平成27年度	平成28年度	差異
特別養護老人ホーム	96%	97%	1ポイント
老人短期入所事業	112%	113%	1ポイント
通所介護事業	24.5人/日	20人/日	△4.5人/日

※ 通所介護は、平成27年度実績（利用率低下）を勘案し設定しております。

第4 組織図

社会福祉法人寿心会フォーライフ桃郷組織表 (平成28年4月1日予定)



IV 事業計画

第1 部門別計画

1 法人本部

ア 重点目標

社会福祉法改正に伴い理事会・評議員会の体制の見直しを図る。

イ 具体的方策

- (i) 定款の変更
- (ii) 社会福祉法改正に基づく新役員・監事・評議員の選出

ウ 年間計画

月	内容
4	
5	理事会・評議員会
6	
7	
8	
9	理事会・評議員会 (評議員会選任委員会設置)
10	定款変更手続き (社会福祉法改正に伴う)
11	

1 2	
1	
2	
3	理事会・評議員会、評議員会選任委員会

2 事務部

(1) 総務・経理課

ア 重点目標

- (7) 大規模修繕の実施
- (i) 文書管理
- (ii) 職員配置の安定を図る。

イ 具体的方策

- (7) 大規模修繕の実施
 - ① 設計業者との契約を行い、修繕箇所の洗い出しを行う。
 - ② 施工業者を決定するための仕様書の作成
 - ③ 東京都への補助金申請
 - ④ 施工業者の競争入札（平成29年度）
 - ⑤ 大規模修繕の施工（平成29年度）
 - ⑥ 小規模の修繕計画作成
- (i) 文書管理
 - ① 文書を保管するファイル名を決定する。
 - ② ファイルごとの保存年限表を作成する。
 - ③ 保存年限ごとに区分けし保管・保存し、廃棄年度に達している文書は廃棄する。
 - ④ 規程類やマニュアル類の整理と管理体制の構築する。
- (ii) 職員配置の安定を図る
 - ① 専門学校、大学との情報交流
 - ③ 就職説明会の開催
 - ④ 合同面接会への参加
 - ⑤ 実習生の受入
 - ⑥ 派遣職員を現状の半数にする。（5名減員する。）

ウ 年間計画

月	内 容
4	害虫駆除 専門学校・大学への訪問
5	消防設備点検

	エレベーター点検、電気設備点検	
6		
7		合同就職説明会参加 専門学校・大学への訪問 地方の専門学校・大学への訪問
8		
9	東京都大規模修繕協議書提出 職員健康診断、カーペット清掃	
10	就職説明会（随時開催予定） 害虫駆除	施設就職説明会開催
11	消防設備点検 就職説明会（随時開催予定）	施設就職説明会開催 合同就職説明会参加
12	就職説明会（随時開催予定）	施設就職説明会開催
1		専門学校・大学へ訪問
2	エレベーター点検	
3	職員健康診断 カーペット清掃	

(2) 栄養課

ア 重点目標

- (i) 低栄養状態の予防・改善を図る。
- (ii) 食を楽しんでもらうための取り組みを図る。

イ 具体的方策

- (i) 低栄養状態の予防・改善を図るために栄養ケア計画書を作成し、定期的に評価・見直しを行うことによる栄養ケアマネジメントを実施する。
- (ii) 各ユニットと連携して毎月行事食を実施する。

ウ 年間計画

月	内 容
4	29日 昭和の日 行事食
5	1日 八十八夜 行事食、5日 端午の節句 行事食 8日 母の日 行事食
6	19日 父の日 行事食 21日 夏至 行事食
7	7日 七夕 行事食

	納涼祭
8	11日 山の日 行事食
9	9日 重陽の節句 行事食、15日 十五夜 行事食 22日 秋分の日 行事食、敬老会
10	1日 開所記念日 行事食、13日 十三夜 行事食 31日 ハロウィン 行事食
11	7日 立冬 行事食
12	21日 冬至 行事食、25日 クリスマス 行事食 31日 大晦日 行事食、餅つき大会
1	1日 元日 行事食、7日 人日の節句 行事食 新年会
2	3日 節分 行事食 14日 バレンタインデー 行事食
3	3日 上巳の節句 行事食 14日 ホワイトデー 行事食 20日 春分の日 行事食

3 施設サービス部

施設サービス部は、ユニット型の特性を活かしたサービス提供を実施するため、ユニット毎に計画を立て実施する。

(1) 東2条

ア 重点目標

園芸活動を通し利用者満足度の向上を図る。

イ 具体的方策

- (7) 園芸担当職員を1名決める。
- (8) ユニット会議で園芸の時間を設け、毎月進み具合や今後の予定を話し合う。
- (9) 毎日、利用者と共に水やりの実施。日々の楽しみや植物の成長により季節を感じてもらう。
- (10) 植物の成長に応じたイベントを開催。植物を植える、鑑賞会、収穫、食す等を利用者と共に行う。また、苗や園芸用品等の購入は、利用者と一緒に買い物に行き選んでもらう。
- (11) イベント当日の写真を撮り、フロアに掲示する。参加できなかったり、あまり面会に来られない家族にも観賞してもらう。

ウ 年間計画

月	内 容
4	誕生日会 土壌作り、植える。
5	誕生日会
6	誕生日会
7	誕生日会 収穫イベント
8	すいか割（フロアイベント） 誕生日会
9	敬老会、誕生日会
10	誕生日会 収穫イベント
11	誕生日会
12	クリスマス会（フロアイベント） 誕生日会
1	新年会、誕生日会
2	誕生日会
3	誕生日会

※ 状況によっては誕生日会と他のイベントを抱き合わせで行うこともある。

(2) 中2条

ア 重点目標

園芸活動を通し利用者満足度の向上を図る。

イ 具体的方策

- (7) 園芸担当職員を1名決める。
- (i) 中2条はベランダの日当たりが良くフロアからも見やすい位置にあるため花や観葉植物等見て楽しめる物を中心に植える。
- (ii) ユニット会議で園芸の時間を設け、毎月進み具合や今後の予定を話し合う。
- (e) 毎日、利用者と共に水やりの実施。日々の楽しみや植物の成長により季節を感じてもらう。
- (f) 植物の成長に応じたイベントを開催。植物を植える、鑑賞会、収穫、食す等を利用者と共に行う。また、苗や園芸用品等の購入は、利用者と一緒に買い物に行き選んでもらう。
- (h) イベント当日の写真を撮り、フロアに掲示する。参加できなかつたり、あま

り面会に来られない家族にも観賞してもらおう。

ウ 年間計画

月	内 容
4	誕生日会 土壌作り、植える。
5	誕生日会
6	誕生日会
7	誕生日会 収穫イベント
8	すいか割（フロアイベント） 誕生日会
9	敬老会、誕生日会
10	誕生日会 収穫イベント
11	誕生日会
12	クリスマス会（フロアイベント） 誕生日会
1	新年会、誕生日会
2	誕生日会
3	誕生日会

※ 状況によっては誕生日会と他のイベントを抱き合わせで行うこともある。

(3) 西2条

ア 重点目標

ユニットを季節の感じられる飾り付けを作成し、QOLの向上を図る。

イ 具体的方策

短時間でも空いている時間を利用し、軽作業が可能な利用者と一緒に、各月で塗り絵や折り紙、その他工作などを行い、季節を味わえる飾りを作る。

この作業を利用者に楽しみの一つとして、喜びや感動を味わってもらおう。また、その様子を写真に撮り、近況報告と一緒に送り、家族にも様子を伝える。

作成したものは飾り、利用者が季節を感じられるようにしたり、イベントにも活用する。使用後は居室に飾ったり、デイサービスと共同で作品展示会など地域住民などに公開する。材料の準備等は職員が行い、見本を作成してから利用者が作成する。

ウ 年間計画

月	内 容
4	誕生日会
5	母の日または端午の節句 誕生日会
6	誕生日会
7	七夕 誕生日会
8	すいか割（フロアイベント） 誕生日会
9	敬老会、誕生日会
10	ハロウィンパーティー 誕生日会
11	誕生日会
12	クリスマス会（フロアイベント） 誕生日会
1	新年会、誕生日会
2	節分会 誕生日会
3	桃の節句 誕生日会

※ 状況によっては誕生日会と他のイベントを抱き合わせで行うこともある。

(4) 東3条

ア 重点目標

家族とのコミュニケーションの強化と、季節感を感じる日常生活のしつらえによりメリハリのある生活を楽しんでもらう。

イ 具体的方策

- (7) 季節ごとのユニット装飾を行う。
- (i) 季節感のあるイベントを実施する。
- (ii) 祝い事（誕生会など）の会を開催する。
- (e) 各イベントに家族も参加をして頂けるように、積極的にお知らせする。（来所時の告知、近況報告の活用。）
- (f) 中3条テラスの有効活用を企画する。（庭園化、喫茶開催など）

ウ 年間計画

月	内 容
4	春装飾 花の種まき
5	
6	誕生会
7	夏装飾
8	流しそうめんとスイカ割り（3階）
9	敬老会、秋装飾
10	誕生会
11	誕生会
12	冬装飾 誕生会、クリスマス会（3階）
1	新年会、誕生会
2	
3	春装飾 誕生会

※ 状況によっては誕生日会と他のイベントを抱き合わせで行うこともある

(5) 中3条

ア 重点目標

季節を感じるユニットの雰囲気作りとイベントの開催をする。

イ 具体的方策

(7) 季節ごとにフロアの装飾を変え雰囲気を感じてもらう。

(4) 季節を感じるイベント、厨房と連携し行事食の提供と誕生日会を開催し楽しんでもらう。

ウ 年間計画

月	内 容
4	誕生日会 春の装飾
5	誕生日会
6	誕生日会
7	誕生日会 夏の装飾
8	誕生日会 流しそうめん&スイカ割り（3階）

9	敬老会、誕生日会	秋の装飾
10	誕生日会	
11	誕生日会	
12	誕生日会 クリスマス会（3階）	冬の装飾
1	新年会、誕生日会	
2	誕生日会	
3	誕生日会	

※ 状況によっては誕生日会と他のイベントを抱き合わせで行うこともある

(6) 西3条

ア 重点目標

家族と連携し、利用者の個々の趣向を取り入れた設えをする。

イ 具体的方策

利用者の趣向を情報収集し、家族に近況報告や面会時に思い出の品などの持参を依頼して、居室を綺麗に設える。品が揃わない利用者には家族へのアプローチも行いつつ、居室担当がアセスメントした内容をもとに飾り付ける。また、フロアには季節ごとの装飾を行い、季節を感じてもらう。

ウ 年間計画

月	内 容
4	ユニット装飾の整理・整頓。利用者の趣向を取り入れた春の設えの検討・実施。誕生日会
5	誕生日会
6	誕生日会
7	夏の設えの検討・実施。誕生日会
8	流しそうめん、西瓜割りイベント、誕生日会
9	敬老会、秋の設えの検討・実施。誕生日会
10	誕生日会
11	冬の設えの検討・実施、誕生日会
12	クリスマス会イベント、誕生日会
1	新年会、誕生日会
2	誕生日会
3	誕生日会

※ 状況によっては誕生日会と他のイベントを抱き合わせで行うこともある

4 居宅サービス部

居宅サービス部は、他事業所との競争の中で経営実績を意識し、利用率アップに向けての取り組みを実施する。

(1) デイサービス

ア 重点目標

- (7) 利用者にとって「身近な協力者」としての役割を果たしていく。
- (4) 平均稼働率の向上（1日平均利用者数20名）

イ 具体的方策

(7) 効果的な体制の確立

通所されている方々により良いサービス提供を行える体制と職員が働きやすい環境を整える事を目的として取り組みを行う。

→ 体制、業務分担、各会議・勉強会(年3回)、帳票類の見直し・改善

(4) 充実した活動の提供

利用者が興味を持ち、楽しめ、元気が出る活動の提供を目指した取り組みを行う。

→ 利用者の環境など状況をしっかり把握する。また、外部研修などに参加し、企画力を付ける。

(4) イベントの定期的実施

外食や観光地への外出などで、生活のハリを感じていただくためにイベントを実施する。

→ 企画・計画書の作成とイベント実施、参加増加に向けた取り組み

(4) 依頼事項並びに確認事項に関する外部とのやり取りの円滑化

家族及びケアマネジャーからの依頼事項や質問事項に関して、レスポンスの良い返答を心掛け、信頼関係の構築と利用者及び家族にとっての「身近な協力者」としての役割を担うことを目指した取り組みを行う。

→ 新規問い合わせ、依頼事項、確認事項に関する問い合わせに関して、翌日に持ちこすことのない対応の実施と適宜様子報告の実施を行う。

ウ 年間計画

月	内 容
4	活動担当とルール決め ・ 5月活動内容検討・準備 イベント詳細内容検討 ・ イベント「花見ツアー」
5	外出イベント
6	外出イベント
7	外出イベント

	イベント「納涼祭」
8	外出イベント
9	10月活動内容検討・準備 ・上期活動振り返り イベント「敬老会」
10	外出イベント
11	外出イベント
12	大掃除 イベント「クリスマス会」
1	イベント「新年会」
2	外出イベント イベント振り返り
3	外出イベント

※ 毎月電話、FAXによる施設見学の促し営業を実施
(場合により直接営業実施)

(2) ショートステイ

ア 重点目標

新規利用者を確保し月平均稼働率113%とする

イ 具体的方策

(7) イベントの拡充

『現在に行っているイベントに加えて日曜日にイベント(料理等)を実施』

(i) 利用者のニーズに合わせた介助の実施する。

(ii) 紛失・忘れ物を無くす取り組み

(e) 職員同士での介助や情報を共有するため、ユニット会議を実施する。また、サービスの向上や無駄な業務を改善し職員の負担を減らす。

ウ 年間計画

月	内 容
4	花見外出イベント
5	
6	外食のイベント
7	
8	花火・バーベキューイベント
9	敬老会、外食イベント

1 0	
1 1	
1 2	クリスマス会 大掃除
1	初詣、新年会
2	
3	ひな祭り

第2 委員会

1 教育推進委員会

- (1) 開催日時 毎月第1水曜日 15時～16時
- (2) 参加者 施設長、事務長、施設サービス部長、居宅サービス部長
- (3) 目的

教育推進委員会は、内部研修の計画や開催、外部研修への参加斡旋により職員のキャリアアップ、スキルアップを組織的に支援する機関として設置している。研修を通して質の高いケアが行える人材の育成や、介護職の専門性を確立させることで、サービスの質を向上させ、利用者、ご家族の満足度を向上させることを目的としている。

また、内部研修等によりキャリアアップ支援体制を整えることで、魅力ある職場作りにつなげ、職員の定着率の向上につなげていくことも目的とする。

2 安全衛生委員会

- (1) 開催日時 毎月第1木曜日 15時～16時
- (2) 参加者 施設長、嘱託医、事務長、施設サービス部長、居宅サービス部長
- (3) 目的

施設内における安全衛生管理全般を行うことで、安全で衛生的な職場環境の管理方法を確立することで、健全な職場環境の維持、増進に努めることとする。

3 リスクマネジメント委員会

- (1) 開催日時 毎月第1木曜日 16時～17時
- (2) 参加者 施設長、事務長、施設サービス部長、居宅サービス部長
- (3) 目的

施設内におけるリスクを最小限に抑え、経営的な損失を最小限に抑えるための主導的な役割を担う。施設全体における安全衛生に関する管理および指導を一括で行うこととする。下位には、防災委員会、感染症対策委員会を配置することで、専門分野における管理を細部まで徹底させることとする。

また、災害や危害から発生する経営的な損失の予測を行い、事前に必要な手段や準備を講じる。

4 介護事故対策委員会

- (1) 開催日時 毎月第1水曜日 17時30分～18時30分
- (2) 参加者 施設サービス部長、リーダー、職員
- (3) 目的

施設内外の介護事故の実態を調査・分析することで事故発生件数の減少と再発防止に向けての対策の確立を促していくことを目的とする。

5 感染症・褥瘡対策委員会

- (1) 開催日時 毎月第1木曜日 17時30分～18時30分
- (2) 参加者 居宅サービス部長、リーダー、職員
- (3) 目的

感染症対策委員会は、施設内で発生する感染症への予防対策や注意喚起を行うと同時に感染症発生時の指揮監督を行う。また、内部研修を通じて職員の感染症に対する知識や、標準予防策（スタンダードプリコーション）に対する意識を向上させることで、感染症の発生予防に努めることを目的とする。

6 防災委員会

- (1) 開催日時 毎月第3木曜日 17時30分～18時30分
- (2) 参加者 事務長、リーダー、職員
- (3) 目的

全職員へ災害に対する危機意識の定着と災害時の対応の周知徹底を図る。また、防災設備や防火機器等の管理・点検並びに機器類の操作方法と取扱いの習得を行う。近隣住民との災害時協力体制の強化を図る。

7 給食委員会

- (1) 開催日時 毎月第4木曜日 17時30分～18時30分
- (2) 参加者 事務長、リーダー、職員
- (3) 目的

施設が提供する食事に関して給食委託業者と協力して、現状の分析を行い最良で最適な食事の提供に努めることとする。

8 看取りケア委員会

- (1) 開催日時 毎月第2水曜日 16時～17時
- (2) 参加者 施設サービス部長、リーダー、職員
- (3) 目的

看取りケアの実施状況の確認及び、フロアにおける看取りケアへの意見聴取を行い、その人らしい看取りケアの探求と実現と、それに関わる職員のメンタルケアの充実を目的とする。

9 ボランティア委員会

- (1) 開催日時 毎月第2木曜日 17時30分～18時30分
- (2) 参加者 居宅サービス部長、リーダー、職員

(3) 目 的

ボランティアの受入の見直し及び体制の再構築を図る。また、実際のボランティアを受入の中心となり、窓口の役割を担う。

第3 各種会議

1 経営会議

- (1) 開催日時 毎月最終木曜日 16時～17時
- (2) 参加者 役員、評議員、施設長、事務長、施設サービス部長、居宅サービス部長、その他理事長が指名する者

2 運営会議

- (1) 開催日時 毎月最終木曜日 15時～16時
- (2) 参加者 施設長、事務長、施設サービス部長、居宅サービス部長

3 リーダー会議

- (1) 開催日時 毎月第2木曜日
- (2) 参加者 リーダー、(施設サービス部長)、(居宅サービス部長)

4 ユニット会議

- (1) 開催日時 毎月1回
- (2) 参加者 担当部長、担当リーダー、担当職員、管理栄養士、機能訓練指導員

5 フロア会議

- (1) 開催日時 毎月1回
- (2) 参加者 施設サービス部長、居宅サービス部長、フロア各リーダー